

## 令和4年度 第2回国民健康保険運営協議会資料

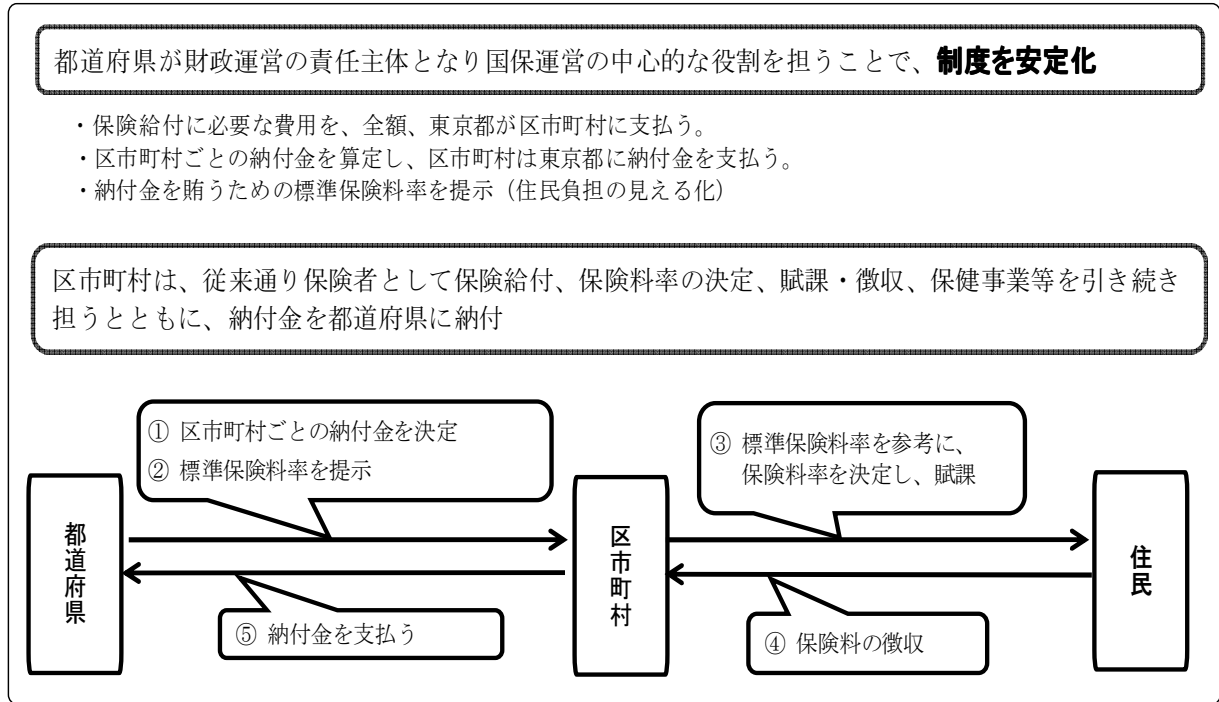
### 【国民健康保険税改定（賦課限度額等）関係】

#### 1 小金井市国民健康保険税の見直しについて

- |   |     |     |
|---|-----|-----|
| (1) 納付金・標準税率・保険税調定額について<br>－納付金から保険税調定額までの算出方法の説明－                    | ――― | 資料1 |
| (2) 令和5年度国民健康保険税税制改正内容（案）<br>－税制改正大綱の内容の説明－                           | ――― | 資料2 |
| (3) 小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表<br>－改定案による国民健康保険税改定の内容の説明－                  | ――― | 資料3 |
| (4) 令和5年度税制改正に伴う国民健康保険税収入への<br>影響額等について<br>－賦課限度額・軽減判定基準額改定による影響額の説明－ | ――― | 資料4 |
| (5) 小金井市国民健康保険税税率改定状況<br>－改定案による世帯例別・所得階層別保険税の影響額の説明－                 | ――― | 資料5 |
| (6) 令和4年度26市国民健康保険税（料）率等の状況   | ――― | 資料6 |

納付金・標準保険料率・保険税調定額について

1 改革の概要



2 納付金の算定方法

■各区市町村に納付金を配分する際の基本的な考え方

- 医療費水準
  - 全て反映 ( $\alpha = 1$ )
  - (理由)
    - ・ 医療費水準に見合わない保険料負担とならないよう配慮するため。
    - ・ 医療費水準に応じた保険料水準とすることで、医療費適正化のインセンティブを確保するため。
- 所得水準
  - 都の所得水準（医療分：1.34 応能分：応益分=57：43（1.34：1））を反映
  - (理由)
    - ・ 同じ保険料率であっても、所得水準に応じて集められる保険料総額に違いが生じるため。

■都の納付金必要額  
(令和5年度仮係数による算定)

医療給付費 8,392億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額
後期支援金 1,758億円		3,746 億円	
介護納付金 719億円		2,520 億円	

■区市町村ごとの納付金算定方法

57	応能分 2,642 億円	×	都全体に占め る所得割合		
⋮					
43	応益分 1,961 億円	×	都全体に占め る被保険者数 割合	×	医療費 指数
					=
					当該区市 町村の納 付金

1

### 3 標準保険料率の算定方法

○標準保険料率の2つの役割

- (1)各区市町村のあるべき保険料率（標準的な住民負担）の見える化
- (2)各区市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値

○都道府県は、各区市町村に対して、以下の3つの標準保険料率を示す。

①都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す
②区市町村標準保険料率	都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す ⇒都においては2方式(所得割及び均等割)
③区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率	各区市町村の算定基準に基づく保険料率

■②区市町村標準保険料率及び③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率の算定方法

納付金

+

保健事業費  
葬祭費等

÷

標準的な  
収納率

=

賦課すべき保険料  
必要総額

→

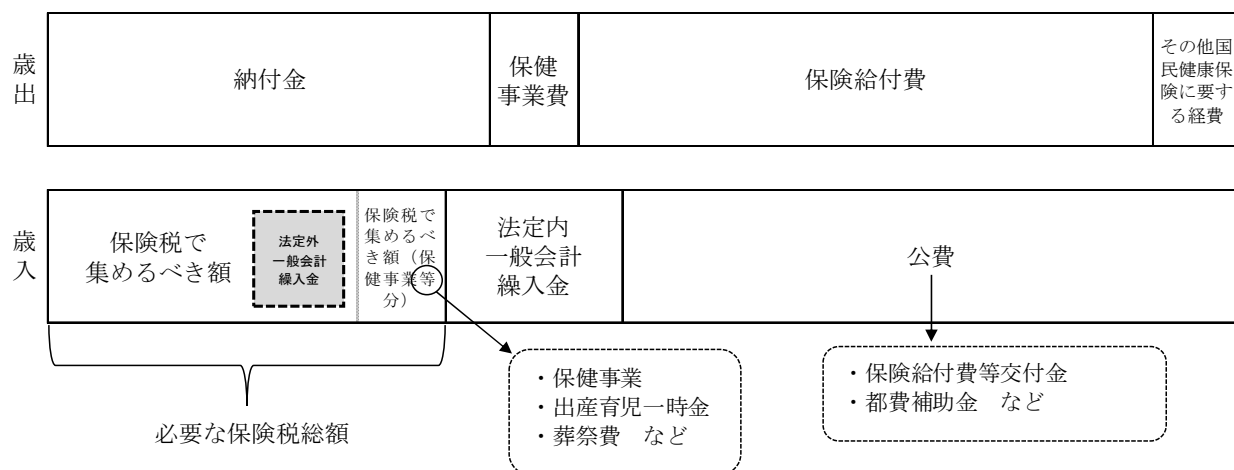
標準  
保険料率

②は、区市町村ごとの所得等を反映し、応能分・応益分にかけて算定

③は、区市町村ごとの算定方式（2方式等）及び応能分・応益分等の割合に応じて算定（区市町村の保険料率の算定基準が②と異なることもあるため、参考に提示）

### 4 保険税調定額の算出方法

#### (1) 区市町村の財政構造のイメージ



#### (2) 保険税調定額の算出方法

納付金に、保健事業費及び保険給付費のうち保険給付費等交付金の対象とならない出産育児一時金・葬祭費の費用等を加算し、そこから法定内一般会計繰入金及び保険給付費等交付金など市町村に交付されることが見込まれる公費を差し引いた

額が「必要な保険税総額」となる。

必要な保険税総額を「標準的な収納率」で割り戻し、「保険税調定額」を算出する。

設定した保険税率で算出した保険税調定額が、必要な保険税総額に満たない場合は法定外一般会計繰入金で補填することになる。

## 5 令和5年度仮係数に基づく納付金・保険税調定額

一般・退職被保険者分	医療分	後期分	介護分	合計
納付金 (d')	2,623,431,623	845,144,149	318,640,540	3,787,216,312
必要な保険税総額 (e)	2,236,466,608	782,733,662	294,528,650	3,201,104,603
標準的な収納率 (s)	97.75%	97.75%	97.24%	
保険税調定額 (e')	2,287,945,379	800,750,549	302,888,369	3,391,584,297

## 6 令和5年度仮係数に基づく標準保険料率

	医療分		後期支援分		介護納付金分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
①都道府県標準保険料率	8.43%	50,980円	2.72%	15,908円	2.45%	17,943円
②区市町村標準保険料率	7.33%	44,337円	2.64%	15,441円	2.38%	17,443円
③区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率	8.16%	29,422円	2.58%	13,694円	2.43%	15,171円

## 令和5年度国民健康保険税税制改正内容（案）

## 1 賦課限度額の引上げ

	改正前（令和4年度）	改正後（令和5年度予定）
賦課限度額 医療分	65万円	改正なし
賦課限度額 後期高齢者支援金分	20万円	22万円
賦課限度額 介護分	17万円	改正なし

## 2 減額の対象となる所得の基準

前年中の所得が一定額以下の世帯に対して、被保険者均等割を減額（7割、5割又は2割）する措置の、減額の対象となる所得の基準を変更し、5割及び2割減額世帯の対象を拡大する。

## ◎軽減判定に係る世帯の所得基準額

	改正前	改正後（予定）
7割減額	$43万 + (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10万$	改正なし
5割減額	$43万 + \text{国保加入者の数} \times \underline{28.5万} + (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10万$	$43万 + \text{国保加入者の数} \times \underline{29万} + (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10万$
2割減額	$43万 + \text{国保加入者の数} \times \underline{52万} + (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10万$	$43万 + \text{国保加入者の数} \times \underline{53.5万} + (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10万$

※ 上記1は、令和4年12月23日において、閣議決定された「令和5年度税制改正の大綱」の内容である。

## 小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表

## (1) 医療分

## ① 改定内容

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割	6.04%	6.04%	0.00%
均等割	26,000円	26,000円	0円
賦課限度額	650,000円	650,000円	0円

## ② 改定額内訳

(単位:千円)

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割総額 ㊦	1,519,614	1,519,614	0
均等割総額 ㊧	542,875	542,875	0
低所得者軽減額等 ㊨	126,455	127,538	1,083
賦課限度額超過額 ㊩	350,684	350,684	0
端数調整額(100円未満切捨分等) ㊪	3,197	3,197	0
調定見込額 (㊦+㊧) - (㊨+㊩+㊪)	1,582,153	1,581,070	△ 1,083
応能割応益割の構成比率	応能割68.29% 応益割31.71%	応能割68.29% 応益割31.71%	
調定見込額改定率		△ 0.07%	

## (2) 後期高齢者支援金分

## ① 改定内容

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割	2.05%	2.05%	0.00%
均等割	13,000円	13,000円	0円
賦課限度額	200,000円	220,000円	20,000円

## ② 改定額内訳

(単位:千円)

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割総額 ㊦	515,086	515,086	0
均等割総額 ㊧	271,083	271,083	0
低所得者軽減額等 ㊨	63,144	63,686	542
賦課限度額超過額 ㊩	129,299	121,952	△ 7,347
端数調整額(100円未満切捨分等) ㊪	1,574	1,574	0
調定見込額 (㊦+㊧) - (㊨+㊩+㊪)	592,152	598,957	6,805
応能割応益割の構成比率	応能割58.73% 応益割41.27%	応能割59.19% 応益割40.81%	
調定見込額改定率		1.15%	

## (3) 介護分

## ① 改定内容

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割	2.00%	2.00%	0.00%
均等割	15,000円	15,000円	0円
賦課限度額	170,000円	170,000円	0円

## ② 改定額内訳

(単位:千円)

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割総額 ㉞	203,364	203,364	0
均等割総額 ㉟	107,818	107,818	0
低所得者軽減額等 ㊱	23,768	23,937	169
賦課限度額超過額 ㊲	50,076	50,076	0
端数調整額(100円未満切捨分等) ㊳	186	186	0
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	237,152	236,983	△ 169
応能割応益割の構成比率	応能割58.71% 応益割41.29%	応能割58.71% 応益割41.29%	
調定見込額改定率	△ 0.07%		

## (4) 全体分

	改定前	改定後	改定に伴う影響(増減)
調定見込額	2,411,457千円	2,417,010千円	5,553千円
応能割、応益割の構成比率	応能割 64.95% 応益割 35.05%	応能割 65.05% 応益割 34.95%	応能割 0.10% 応益割△0.10%

	増減率
改定に伴う調定額全体分の増減率	0.23%

## (5) 一人当たりの国民健康保険税(医療分・支援分・介護分)

被保険者総数(令和4年度平均見込)	20,999人
-------------------	---------

	改定前	改定後	一人当たりの影響額
一人当たりの国民健康保険税 (医療分・支援分・介護分)	114,837円	115,101円	264円

## 1 国民健康保険税賦課限度額改定

## (1) 改定内容

## 令和5年度税制改正による賦課限度額

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分	合計
現行限度額 ①	65万円	20万円	17万円	102万円
改定限度額 ②	65万円	22万円	17万円	104万円
差額 ② - ①	0円	2万円増	0円	2万円増

## (2) 国民健康保険税収入への影響額

## 賦課限度額の引上げに伴う影響額（調定ベース）

	賦課限度額超過額 改定前 (A)	賦課限度額超過額 改定後 (B)	影響額 (B) - (A)	増減割合
医療分	350,684千円	350,684千円	0円	0%
後期高齢者 支援金分	129,299千円	121,952千円	△7,347千円	△5.68%
介護分	50,076千円	50,076千円	0円	0%
合計	530,059千円	522,712千円	△7,347千円	△1.39%

(収入ベース影響額 7,173千円増)

※収入ベース影響額 = {7,347千円（調定ベース影響額）× 97.64%（後期高齢者支援金分の収入率）}  
= 7,173千円増

## (3) 国民健康保険税賦課限度額に到達する世帯の推計

	医療分 全体 15,342 世帯	後期高齢者支援金分 全体 15,342 世帯	介護分 全体 6,369 世帯
現行限度額に到達 する世帯数 (B)	315 世帯 (2.05%)	418 世帯 (2.72%)	242 世帯 (3.80%)
改定限度額に到達 する世帯数 (C)	315 世帯 (2.05%)	334 世帯 (2.18%) ※改定により 2万円増額	242 世帯 (3.80%)
差引世帯数 (B) - (C)	0 世帯	84 世帯 ※改定により 100円以上 2万円未満増額	0 世帯



## 2 国民健康保険税軽減判定基準額改定

### (1) 改定内容

令和5年度税制改正による軽減判定に係る世帯の所得基準額

	改正前	改正後
7割軽減	43万+(給与所得者等の数-1)×10万	改正なし
5割軽減	43万+国保加入者の数× <b>28.5万</b> +(給与所得者等の数-1)×10万	43万+国保加入者の数× <b>29万</b> +(給与所得者等の数-1)×10万
2割軽減	43万+国保加入者の数× <b>52万</b> +(給与所得者等の数-1)×10万	43万+国保加入者の数× <b>53.5万</b> +(給与所得者等の数-1)×10万

### (2) 国民健康保険税収入への影響額

軽減判定改定に伴う影響額(調定ベース)

	低所得者軽減額 改定前(A)	低所得者軽減額 改定後(B)	影響額(B)-(A)	増減割合
医療分	126,455千円	127,538千円	1,083千円	0.86%
後期高齢者 支援金分	63,144千円	63,686千円	542千円	0.86%
介護分	23,768千円	23,937千円	169千円	0.71%
合計	213,367千円	215,161千円	1,794千円	0.84%

(収入ベース影響額 1,752千円減)

※小金井市国民健康保険税改定内容(案)総括表のデータを使用

※収入ベース影響額： $\{(1,083千円+542千円(調定ベース影響額)) \times 97.75\% (医療分・後期高齢者支援金分の収入率)\} + \{169千円 \times 97.24\% (介護分の収入率)\} = 1,752千円$

### (3) 国民健康保険税軽減の対象となる世帯の推計

	軽減割合	医療分・後期高齢者支援金分 (全体15,342世帯)	介護分(全体6,369世帯)
改定前世帯数	7割軽減	4,027世帯(26.25%)	1,535世帯(24.10%)
	5割軽減	1,340世帯(8.73%)	534世帯(8.38%)
	2割軽減	1,216世帯(7.93%)	449世帯(7.05%)
	全体	6,583世帯(42.91%)	2,518世帯(39.53%)
改定後世帯数	7割軽減	4,027世帯(26.25%)	1,535世帯(24.10%)
	5割軽減	1,368世帯(8.92%)	543世帯(8.53%)
	2割軽減	1,286世帯(8.38%)	475世帯(7.46%)
	全体	6,681世帯(43.55%)	2,553世帯(40.08%)
差引世帯数	7割軽減	0世帯(0.00%)	0世帯(0.00%)
	5割軽減	28世帯(0.18%)	9世帯(0.14%)
	2割軽減	70世帯(0.46%)	26世帯(0.41%)
	全体	98世帯(0.64%)	35世帯(0.55%)

※パーセンテージについては、端数処理により各軽減割合の合計と全体分が合わないことがある。

小金井市国民健康保険税税率改定状況

資料 5

年 度	医療分					後期高齢者支援金分			介護分			備考(法定限度額)
	応能割		応益割		限度額	応能割	応益割	限度額	応能割	応益割	限度額	
	所得割	資産割	均等割	平等割								
平成26年度	4.8%	7.5%	21,000円	6,600円	51万円	1.95%	14,000円	16万円	1.9%	16,000円	14万円	医療分:51万円 後期高齢者支援金分:16万円 介護分:14万円
平成27年度	5.5%	0.0%			52万円			17万円			16万円	医療分:52万円 後期高齢者支援金分:17万円 介護分:16万円
平成28年度					54万円			19万円				医療分:54万円 後期高齢者支援金分:19万円
平成29年度												
平成30年度			26,000円	0円	58万円							医療分:58万円
令和元年度	5.55%				61万円	2.05%	13,000円		2.00%	15,000円		医療分:61万円
令和2年度	5.75%				63万円						17万円	医療分:63万円 介護分:17万円
令和3年度												
令和4年度	6.04%				65万円			20万円				医療分:65万円 後期高齢者支援金分:20万円
令和5年度(案)												後期高齢者支援金分:22万円

※ 改定があった年度のみ、該当欄に数値を記載

令和4年度 26市国民健康保険税（料）率等の状況

資料6

	国民健康保険税（料）率・賦課限度額															7割 5割 2割 軽減	6割 4割 軽減	
	基礎課税（賦課）分					後期高齢者支援金等課税（賦課）分					介護納付金課税（賦課）分							
	所得割 （%）	資産割 （%）	均等割 （円）	平等割 （円）	限度額 （万円）	所得割 （%）	資産割 （%）	均等割 （円）	平等割 （円）	限度額 （万円）	所得割 （%）	資産割 （%）	均等割 （円）	平等割 （円）	限度額 （万円）			
1	八王子市	6.70	—	38,700	—	65	2.20	—	13,300	—	20	2.10	—	15,600	—	17	○	
2	立川市	6.58	—	32,100	—	61	2.24	—	11,700	—	19	1.69	—	14,500	—	16	○	
3	武蔵野市	5.10	—	27,400	—	63	1.95	—	10,600	—	19	1.65	—	12,900	—	17	○	
4	三鷹市	5.30	—	28,000	—	63	2.00	—	11,200	—	19	1.50	—	13,000	—	17	○	
5	青梅市	6.00	—	30,600	—	65	1.95	—	11,200	—	20	1.85	—	12,200	—	17	○	
6	府中市	4.75	—	23,720	—	63	1.48	—	7,440	—	19	1.55	—	9,840	—	17	○	
7	昭島市	5.60	—	27,500	—	65	2.25	—	11,500	—	20	1.70	—	14,500	—	17	○	
8	調布市	5.25	—	27,600	—	63	1.88	—	9,800	—	19	1.66	—	11,400	—	17	○	
9	町田市	5.93	—	34,400	—	65	2.00	—	11,500	—	20	1.87	—	14,100	—	17	○	
10	小金井市	6.04	—	26,000	—	65	2.05	—	13,000	—	20	2.00	—	15,000	—	17	○	
11	小平市	5.68	—	25,700	—	63	2.08	—	11,600	—	19	1.61	—	15,300	—	17	○	
12	日野市	5.40	—	30,600	—	65	1.70	—	10,500	—	20	1.70	—	13,200	—	17	○	
13	東村山市	6.00	—	36,800	—	65	2.05	—	12,400	—	20	2.05	—	15,400	—	17	○	
14	国分寺市	4.90	—	28,000	—	63	1.51	—	12,000	—	19	1.13	—	14,000	—	17	○	
15	国立市	5.50	—	20,000	—	65	1.80	—	10,000	—	20	1.85	—	11,000	—	17	○	
16	福生市	5.00	—	27,000	—	65	2.17	—	12,800	—	20	1.73	—	13,500	—	17	○	
17	狛江市	5.51	—	27,200	—	65	1.92	—	11,000	—	20	1.79	—	13,300	—	17	○	
18	東大和市	7.07	—	35,400	—	65	2.35	—	11,500	—	20	2.30	—	13,600	—	17	○	
19	清瀬市	5.48	—	28,000	—	65	1.87	—	10,000	—	20	1.90	—	13,000	—	17	○	
20	東久留米市	5.52	—	34,700	—	65	2.15	—	12,900	—	20	1.88	—	14,400	—	17	○	
21	武蔵村山市	5.87	—	32,700	—	65	1.81	—	12,500	—	20	1.76	—	13,000	—	17	○	
22	多摩市	5.59	—	28,200	—	65	1.82	—	11,600	—	20	1.62	—	11,800	—	17	○	
23	稲城市	5.16	—	34,100	—	65	1.19	—	8,300	—	20	2.19	—	13,100	—	17	○	
24	羽村市	6.09	—	25,800	—	65	2.24	—	10,700	—	20	2.10	—	12,800	—	17	○	
25	あきる野市	5.42	—	29,200	—	65	1.83	—	10,000	—	20	1.75	—	13,200	—	17	○	
26	西東京市	5.41	—	31,600	—	65	1.68	—	6,500	—	20	1.64	—	14,300	—	17	○	
	市部平均	5.65	—	29,655	—	64	1.93	—	10,982	—	20	1.79	—	13,382	—	17	26	—

※網掛け部分は令和3年度から改定されている。